

平成22年度 事務事業評価シート（平成21年度実績分）

事務事業名	食肉衛生検査事業費		部課コード	1403	予算事業科目	010402020430	事	単	区分	継続	
所管部署	担当部局	健康福祉部	部長名(2次評価者)	岡林 敏行		個別事務	全部	010402020430	-		
	担当部署	生活食品課	所属長名(1次評価者)	岡村 隆夫					-		
	電話番号	088-822-0588	E-mail	kc-140300@city.kochi.lg.jp					-		

1 事業の位置付け

予算科目(平成21年度)	高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け										
会計	01 一般会計	目標	02 Bいきいきと輝き安心して暮らせる都市	政策基本方針	地域に暮らす人々が、年齢の違いや障害の有無にかかわらず、人生のあらゆる舞台上、健康で文化的な生活を享受できる環境づくりを推進します。						
款	04 衛生費	政策	04 健やかに暮らせる環境づくり								
項	02 保健所費	施策	02 衛生対策								
目	02 生活食品費	区分	03 獣疫予防の推進								

2 事業の根拠

法律・政令・省令	と畜場法、食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	法定受託事務
県条例・規則・要綱等		
市条例・規則・要綱等	高知市と畜場法施行規則、食品衛生法施行細則、高知市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則	
その他(計画、覚書等)	高知市食品衛生監視指導計画	

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	○高知県広域食肉センターに搬入された家畜(牛・馬・豚・羊・山羊) ○食肉の消費者 ○と畜場・食鳥処理場に隣設された食肉処理場		
意図	どのような状態にしていくのか	関連機関が一致して、市民等に安全な食肉を提供する。		
手段	事業実施体制等	獣医師5名(正職員4名, 非常勤嘱託職員1名), 臨床検査技師1名(検査補助員), 事務補助員1名	事業開始年度	平成10年度
			事業終了年度	-
活動内容	どのような事業活動を行うのか	・と畜場に搬入される全ての家畜について、と畜場法に基づく検査の実施 ・と畜場及び食鳥処理場並びに隣設された食肉処理場等に対する監視指導		
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方	
	A	と畜検査頭数	中央食肉センターに搬入される家畜の全頭検査を実施している。	
	B	と畜場等に対する監視指導回数	高知市食品衛生監視指導計画に基づき、月1回、と畜場に隣設する食肉処理業に対する監視指導を実施している。	
	C	食鳥処理場等に対する監視指導件数	高知市食品衛生監視指導計画に基づき、3月に1回、食鳥処理場及び隣設する食肉処理業に対する監視指導を実施している。	

4 事業の実績等

			19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	と畜検査頭数	目標	全頭	全頭	全頭	全頭	
		実績	全頭(9106頭)	全頭(6918頭)	全頭(6700頭)			
	B	と畜場等に対する監視指導回数	目標	36回/年	36回/年	36回/年	36回/年	
		実績	52回	54回	53回			
	C	食鳥処理場等に対する監視指導件数	目標	8回/年	8回/年	8回/年	8回/年	
		実績	10回	12回	16回			
投入コスト	① 事業費	決算額(千円)	7,797	6,117	8,194	6,912		
		財源内訳	国費(千円)					
			県費(千円)					
			市債(千円)					
			その他(千円)					
			一般財源(千円)	7,797	6,117	8,194		6,912
	翌年度への繰越額(千円)							
	② 概算人件費等	人件費等(千円)	26,887	26,849	26,896	26,957		
		正規職員(千円)	22,500	22,500	22,500	22,500		
		その他(千円)	4,387	4,349	4,396	4,457		
		人役数(人)	5.00	5.00	5.00	5.00		
		正規職員(人)	3.00	3.00	3.00	3.00		
		その他(人)	2.00	2.00	2.00	2.00		
		総コスト=①+②(千円)	34,684	32,966	35,090	33,869		
市民1人当たりコスト(円)	102	97	103					
年度末住民基本台帳人数(人)	341,544	340,695	339,714					

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

食肉衛生検査所の業務は食肉が不特定多数の市民に提供される時、その安全担保の最後の砦となる。搬入された家畜を1頭ごとに各検査員が短時間で判断した結果（場合により検査員間で協議と保留精密検査を実施）とBSE検査（主に牛）を経て可否を決定した食肉が市場に流通している。しかし、食肉が原因と考えられる事故を防ぐにはfrom Farm to Tableと言われるように各段階の消費・流通に関わる方々が各段階ごとにリスクを知り、その対応策を確実に実行する必要がある。今後とも、高知県や畜産関連機関と連携を密に対応したい。検査員の可否の判断が、食肉衛生検査所としての判断となり、そのまま食肉の安全に繋がる。こうした緊迫した状況で検査に取り組んでいる。わずかな病気の徴候を剖検により捉えるには、多くの事例の体験を積み重ねるしかない。配置されたその日から現場に立つ検査員の資質の向上を短期で図るには事例経験が豊富で実践してきた先輩職員からの技術伝承が不可欠である。技術伝承が可能な人員配置・人事異動と職員構成が不可欠である。

6 1次評価（所属長評価）

評価日（平成 22 年 9 月 28 日）

評価項目		評価基準	1次	平均 点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① [施策体系等での位置付け] 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく	A	4.0	○食の安全・安心は、広く市民の関心の高い問題であり、中核市として当然実施しなければならない食肉検査事業である。 ○食肉の安全・安心の確保には、BSE検査以外にも病畜検査、微生物制御、残留医薬品問題等、基本的な安全性の確保が求められる市民の要望は高い。
		B (3) 一部結びつく			
		C (1) あまり結びつかない			
		D (0) 結びつかない			
	② [市民ニーズの傾向] 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している	B		
		B (3) 横ばいである			
		C (1) 少ない、減少している			
		D (0) ほとんどない			
事業内容の有効性	③ [成果の達成状況] 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している	A	5.0	○高知市食品衛生監視指導計画及び日々の全頭検査は十分に達成している。 ○嘱託獣医師の雇用等、効率的な人員配置と計画的な業務が遂行されている。
		B (3) 概ね達成している			
		C (1) あまり順調ではない			
		D (0) 十分な成果を望めない			
	④ [事業の手法・活動内容] 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である	A		
		B (3) 概ね妥当である			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 見直しが必要である			
事業実施の効率性	⑤ [アウトソーシングの可能性] 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない	A	3.0	○法に規定される自治事務でありアウトソーシングはできない。 ○と畜検査業務は、概ね効率的にできているが、現在、（財）食鳥検査センターに委任している食鳥検査業務との事業統合について検討の余地がある。しかし、事業運営のためには、獣医師の確保が最重要課題となる。
		B (3) 行政主体が望ましい			
		C (1) 検討の余地はある			
		D (0) 十分可能である			
	⑥ [事業統合・連携・コスト削減] 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない	C		
		B (3) 概ね効率的にできている			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 十分可能である			
事業実施の公平性	⑦ [受益者の偏り] 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い	A	5.0	○受益者が特定の個人（団体）等ではなく、食肉を消費する消費者全般にかかる検査であるため、公平性が保たれている。 ○食肉検査手数料は条例で定められた負担金額であり、畜産行政もふまえた全国的な検査手数料と比較しても適正と判断され、生産者及び消費者に負担となる金額ではないと判断している。
		B (3) 概ね保たれている			
		C (1) 偏っている			
		D (0) 公平性を欠いている			
	⑧ [受益者負担の適正化] 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である	A		
		B (3) 概ね適正な負担割合である			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 検討すべきである			
総合点 17.0	総合評価		○ A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)		
			B 経費削減に努め事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)		
			C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合)		
			D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)		

7 2次評価（部局長評価）

評価日（平成 22 年 9 月 30 日）

総合評価	評価理由・今後の方向性等
○ A 事業継続	一次評価のとおり
B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項